

諮問第 1 号

退職手当不支給処分に対する審査請求の裁決について

退職手当不支給処分に対する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 206 条第 2 項の規定による審査請求に関し、次のとおり棄却の裁決をすることについて、同条第 4 項の規定により本議会に諮問する。

平成 27 年 9 月 29 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 審査請求人 米子市 元県立高等学校教諭
- 2 審査請求の趣旨及び理由

(1) 審査請求の趣旨

鳥取県教育委員会が平成 25 年 12 月 4 日に職員の退職手当に関する条例（昭和 37 年鳥取県条例第 51 号）第 17 条第 1 項の規定に基づき行った退職手当不支給処分の取消しを求める。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求人は、平成 25 年 8 月 20 日に鳥取県教育委員会から飲酒運転を理由とする懲戒免職処分を受けたが、その手続及び内容が違法であるから、当該懲戒免職処分は取り消されるべきである。

イ 仮に、懲戒免職処分が違法でないとしても、退職手当は、賃金の後払い及び退職後の生活保障の性格を有しているため、長期間、真面目に勤務していた審査請求人に全

部不支給とするのは違法である。

3 審査請求を棄却する理由

(1) 鳥取県人事委員会は、平成26年12月19日に、懲戒免職処分は違法又は不当でないと判定している。

(2) 退職手当は、職員が退職した場合にその勤続を報償する趣旨で支給されるものであるから、報償することのできない非違行為を行った者には支給すべきではない。

(3) よって、懲戒免職処分を受けるような非違行為を行った者には、退職手当を支給すべき特別な事情が認められない限り、全額不支給が適当である。

(案)

裁 決 書

審査請求人 鳥取県米子市●●●●●●●●●●

●● ●●

処 分 庁 鳥取県教育委員会

審査請求人から平成26年1月30日付けで提起された退職手当の支給制限処分に対する
地方自治法（昭和22年法律第67号）第206条第2項の規定に基づく審査請求につい
て、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号。以下「退職手当条
例」という。）第17条第1項の規定に基づき平成25年12月4日付けで行われた退
職手当の支給制限処分（以下「本件処分」という。）を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

（1）地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項第1号及び第3号の規

定に基づき平成25年8月20日付けで行われた懲戒免職処分（以下「本件懲戒免職処分」という。）は違法又は不当であるので、本件処分も違法又は不当である。

(2) 本件懲戒免職処分が適法であるとしても、本件処分は以下の理由により違法又は不当である。

ア 退職手当条例第17条第1項は、懲戒免職の処分を受けて退職をした者に対して退職手当の支給制限をすることができるとしているが、賃金の後払い及び退職後の生活保障という性格を有する退職手当の支給を安易に制限すべきではない。

したがって、この規定は懲戒免職の処分を受けた者についても、原則として退職手当を支給することとしたうえで、職員の職責、勤務状況、非違の内容及び程度等の事情を考慮して、その全部又は一部を支給しないことができるとしたものである。

イ 「退職手当の運用について」（平成20年12月26日付第200800146210号 各任命権者あて 鳥取県知事通知）（以下「処分基準」という。）は、懲戒免職の場合は原則として退職手当を全額不支給としているが、退職手当条例の解釈を誤る違法又は不当な処分基準に基づく本件処分も違法又は不当である。

ウ また、審査請求人は、県立高校の教諭として数十年にわたり真面目に勤務していたこと、懲戒免職の理由とされる飲酒運転は、私生活上の行為であり、かつ、一回にすぎないこと、不起訴処分になったことなどから、公務に及ぼす支障も、公務に対する信頼に及ぼす影響も軽微である。

エ しかるに、処分庁は、退職手当条例第17条第1項において勘案することとされている諸事情について何ら考慮することなく本件処分を行っている。

オ 本件処分については、憲法上意見陳述の機会が保障されなければならないが、処分庁はその機会を与えていない。

第2 処分庁の弁明

- 1 本件懲戒免職処分は、適法に行われたものである。
- 2 本件処分は、処分基準に適合している。また、処分基準は退職手当条例の趣旨を逸脱していない。
- 3 本件懲戒免職処分に当たっては、不服申立人に対し、十分に聞き取りを行っているので、意見陳述の機会を与えている。

第3 当庁の認定した事実及び判断

1 認定事実

- (1) 審査請求人は、昭和58年4月1日に、鳥取県内の公立学校教員に任命され、本件懲戒免職処分を受けるまで教員として勤務していた。
- (2) 審査請求人は、平成25年5月18日、職場の懇親会から帰宅する際に飲酒運転を行った。
- (3) 審査請求人は、平成25年8月20日に本件懲戒免職処分を受けたが、それを不服として鳥取県人事委員会に不服申立てを行った。
- (4) 処分庁は、平成25年12月4日付けで本件処分を行った。
- (5) 鳥取県人事委員会は、平成26年12月19日、本件懲戒免職処分は違法又は不当でないと判定し、審査請求人に通知した。
- (6) 審査請求人は、平成27年6月18日、本件懲戒免職処分は違法であるとして、その取消しを求める訴えを提起した。

2 当庁の判断

- (1) 退職手当は、勤続に対する報償の性格を有するから、報償を与えるべきでない非違行為を行った職員には支給しないことが原則であり、賃金の後払い及び退職後の生活保障という性格を有することを考慮してそのような職員に支給するのは例外とすべきである。
- (2) 公務に対する信頼を確保するためには、私生活においても全体の奉仕者たるにふさ

わしくない非違行為を行うことは許されない。

(3) 鳥取県では、平成16年4月1日に、懲戒処分の指針を定め、飲酒運転は懲戒免職が原則とし、職員に周知している。これに違反した審査請求人の行為は、公務に対する信頼を著しく損なうものである。

3 結論

以上のとおり、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第2項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

なお、本件懲戒免職処分が適法か違法かは、訴訟において判断されるべき問題である。

平成27年 月 日

鳥取県知事 平井伸治

教 示

この裁決に不服あるときは、この裁決のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、地方自治法第206条第6項及び行政不服審査法第8条第1項の規定に基づき総務大臣に対して再審査請求をすることができます。

また、処分又は裁決の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（処分の取消しを求める場合においては鳥取県教育委員会が、裁決の取消しを求める場合においては鳥取県知事が鳥取県を代表する者となりま

す。）、提起することができます。なお、裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると処分又は裁決の取消しの訴えを提起することはできません。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に再審査請求をした場合には、処分又は裁決の取消しの訴えは、その再審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。